



## 多様化する経営手法 — 商法改正 —

本年春の通常国会で商法が改正されました。平成13年度には3回の商法改正が行われ、今回の改正で若干の積み残しはありましたが、新しい時代にふさわしい商法改正作業は、一応その目的を達成したわけです。

平成13年度の2回にわたる議員立法による商法改正では、いわゆる金庫株の解禁により、一定の制約はあるものの自己株式の取得及び保有が自由になる一方、会社設立時の株式発行価額に関する規制と共に額面株式制度は廃止され、同時に単位株制度のかわりに単元株制度が創設されました。また、株主代表訴訟制度が合理化され、取締役の責任を軽減する制度が抜本的に改正される一方、監査役の任期が4年になるなど、監査役の地位の強化が図られました。内閣が提出した平成13年度の商法改正では、種類株式制度が整備されたほか、新株予約権制度が導入されました。そして、情報化社会に対応して会社関係書類の電子化が認められました。

去る5月成立した平成14年度の商法改正は、来年の4月1日から施行されることになっていますが、その内容は、株式関係、企業統治（コーポレートガバナンス）にかかる会社機構の改正、そして計算関係に大きく分けられます。

株式関係では、株券失効制度が創設され、株券を紛失したり盗難にあった場合の株券の失効及び再発行手続が、裁判所の手を離れた手続でとり行われることになり、所在不明株主の株式を売却できる制度も創設されました。

しかし、最大の改正の眼目は会社の統治機構に関する改正です。株主総会の招集手続の簡素化や特別決議の定足数を緩和するほか、取締役の報酬規制の緩和など、経済界からの要望を取り入れたものがありました。何と云っても大会社及び特例大会社（資本金1億円を超える会社で、定款で会計監査人の監査をうけることとした会社）における重要財産等委員会制度導入や委員会等設置会社の導入制度です。重要財産等委員会は、従来の経営会議や常務会などの制度を法制化し、権限も整備しようとしたものと考えられます。しかし、委員会等設置会社の導入は、従来のわが国の企業統治システムを根本的に変えるものです。業務執行を行う執行役制度を導入し、代表取締役制度を廃止するほか、取締役の候補者や取締役の報酬を社外取締役が過半数を超える委員会で決定し（指名委員会及び報酬委員会）、監査役制度を廃止し、過半数の社外取締役からなる監査委員会で監査するというものです。

これらはアメリカの会社制度を大幅に導入したものとされていますが、昨年度からの一連の商法改正によって、経営機構から経営手法まで多種多様のメニューが取りそろえられたことになります。これらのコーポレートガバナンスが、大競争時代を生き抜き、健全な経営を維持するための制度として十分に機能を発揮できるかは、それを使いこなせる経営陣の見識に委ねられているといっても過言ではありません。

中央総合法律事務所 所長

**中務 嗣治郎**



### 所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 村野 讓二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 安保 智勇
弁護士 浅井 隆彦	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 宮塚 久生	弁護士 村上 創
弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 小林 幹雄	弁護士 三浦 章生	弁護士 川口 富男
弁護士 岡村 旦	弁護士 福屋 憲昭	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛		

# 雇用調整の法律実務

バブル経済の崩壊以降の経済不振の長期化は経済、産業構造の転換を迫っています。

一方、この4月の完全失業率は5.2%と最悪記録を更新しています。

各企業は生き残りをかけて合理化対策に取り組んでいますが、その手法は、①経営組織体制の整備（閉鎖、統合、分社等）

②雇用調整（人員削減）③賃金調整（賃金・賞与カット、賃金体系の変更）に大別されます。

今回は、そのうち雇用調整（人員削減）の主だった方法についてご説明いたします。

## 1 雇用調整の方法と進め方

企業が、営業活動を縮小又は合理化する必要かつ余剰人員削減しようとする場合、その方法には次のようなものがあります。

- (1) 残業時間の削減
- (2) 採用の削減、停止
- (3) パートタイマー、契約社員の雇止め
- (4) 出向、転籍
- (5) 希望退職者の募集
- (6) 退職勧奨
- (7) 整理解雇

その進め方としては、社員の身分や労働条件に影響が少ない方法からとっていく必要があり、一般的には(1)～(7)の順に行っていくことになります。

## 2 整理解雇

整理解雇は、経営不振等もつばら会社側の事情による解雇ですから、客観的にみてやむを得ない事情がある場合に限って許容されるものです。

整理解雇については、数多くの判例があり、次の4つの要件が必要であることはご承知のとおりです。

### (1) 整理解雇の必要性

企業が高度の経済的危機に陥り、企業の維持存在を図るためには人員整理が必要であること。

倒産必至の状況まで必要ありませんが、予防的、生産性向上目的の整理解雇は認められません。

### (2) 整理解雇回避の努力

解雇に先立ち、出向・配転の検討、希望退職者の募集等の措置をとっておくこと。

### (3) 整理解雇基準（人選）の合理性

解雇対象者の人選基準が客観的に合理的であり、且つその適用も公正であること。

### (4) 手続の合理性

労働組合と十分協議し、組合がない場合は社員に誠意をもって説明したこと。

整理解雇は雇用調整の最終手段ですので、実務上整理解雇までいくことは稀です。

## 3 短期雇用労働者の雇止め

最近の雇用形態の特徴として、非正社員化の傾向が顕著となっています。これは雇用終了の手段の確保や固定費削減を目的とするものですが、労働者側の就業意識の変化も影響していると思われます。

具体的にはパートタイマー、契約社員の雇入れ、派遣社員の受入、業務委託、アウトソーシングの活用等で、従来正社員の仕事とされてきた領域にも広く導入されています。このうち、パートタイマーと契約社員は短期雇用労働者と呼ばれています。

(1) パートタイマーとは、フルタイマーと対比される用語で、フルタイマーより労働時間が短い労働者をいいます。しかし、最近は契約期間の短いパートタイマーが満了後も契約を反復更新している場合や、また、労働時間が通常の労働者と同じ場合（疑似パート）も多く見られます。契約社員とは、法律に定義があるわけではありませんが、一般的

には専門的または特定の職種に従事させることを目的として、期間の定めた契約に基づいて雇用する者といわれています。専門技術者など即戦力や事業計画毎に適材要員の採用に用いられています。

(2) 短期の雇用期間を定めつつ、それが毎度も更新されているケースがよくあります。このような場合、使用者が更新を拒絶する（雇止め）ことが可能でしょうか。

① 本来、期間満了により雇用契約は終了するのが民法の原則ですが、判例の多くは雇止めにも解雇の法理を類推適用し、合理性、相当性を要求しています。リーディングケースである東芝柳町工場事件（最判昭49.7.22）では、2ヶ月契約を5～23回更新してきた臨時工について、「期間満了ごとに当然更新を重ねたかとも期間の定めのない契約に異ならない」と判示しています。

また、日立メデイコ事件（最判昭61.12.4）では、2ヶ月契約を5回更新した臨時工について、「契約時に期限の定めのない契約」とまでは認めませんでした。が、「ある程度継続が期待され、解雇の法理が類推適用される」と判示しています。

更に、第1回目の更新についても、過去に更新拒絶した事例がなく、更新手続が形骸化しており、正規労働者への登用の実態等から労働者が「雇用の継続に合理的期待」をもっている場合には、「更新を拒絶することが相当と認められるような特段の事情」がない限り更新拒絶は信義則違反とする判例もあります（龍神タクシー事件 大阪高判平3.1.16）。

② しかし、業務の内容や勤務の形態からして正社員とは同視しえない面があることも事実です。

使用者に雇用継続を期待させる言動がなく、逆に雇止めの可能性を示していることを強調し、雇用継続についての合理的期待がないとして解雇法理の類推適用を否定した判例もあります(松下電器産業事件 大阪地判平2.8.29)。業務の内容の他、採用時の使用者の説明、更新時の手続(契約書の作成)、更新の回数、同種労働者の継続雇用の有無等が重要な要素となりますので、これをふまえた労務管理が必要でしょう。

#### 4 希望退職者の募集

(1) 希望退職者の募集は、退職金を増額したり、退職に伴う労働条件を明示して、労働者の自由な意思による自発的な退職の申し出を募ることをいいます。

募集人員は余剰人員と退職金の原資の2点から決定し、年齢、職種、役職などで条件(50歳以上、工場部門、事務部門等)を設けて実施するのが一般的です。

退職者に対する優遇措置としては、通常退職金の上積み(一定割合又は一定額)の方法が用いられますが、退職日までの勤務免除や、年休の買い上げも併せて提示されることがあります。

(2) ただ、会社の再建のため残ってもらいたい社員も応募してくる可能性があり、減員できたとしても社員の質の低下を招く危険があります。このような場合は、強く慰留するか、応募要領に「会社の承認を受けた者に限り退職金等の優遇措置が受けられる」旨を明記しておくべきでしょう。

会社の承認を優遇措置適用の条件とすることについては、合理的な理由があり、公序良俗に反するものではないと解されています。

#### 5 退職勧奨

(1) 退職勧奨とは、「使用者の合意解約の申込みに対する労働者の承諾を勧める使用者の行為」ということができますが、それ自体法的に何ら問題のない行為です。

退職勧奨するにあたっては、年齢、職種などを基準として対象者を決め、また退職金の上積み等の優遇措置をとることもよくあります。

(2) 一方、強迫や陰湿ないやがらせによって退職させたとしても、後日その効力等が争われることがあります。

① 強度且つ執拗な退職勧奨による退職の申し出は、強迫による意思表示として取消される可能性があります(民法96条)。

退職届の提出を勧奨し、もし退職届を提出しなければ解雇すると告げただけでは強迫にはなりません。勧奨の仕方(長時間か、執拗か)が問題となりますので注意を要します。

② 社員から精神的苦痛を被ったとして不法行為に基づく損害賠償請求を受けることがあります。

社員が会社にとどまって争うことは事実上困難なことから、退職してから不法行為責任を迫及する事案が最近増加しています。

下関商業高校事件(最判昭55.7.10)では、退職勧奨に応じないことを表明しているにもかかわらず、10数回にわたり、20分～2時間15分にわたり勧奨を行った事案で不法行為責任を認めています。

また、退職勧奨に応じない旅客接客業務担当者にに対し必要のない統計作業を命じた事案(エールフランス事件 千葉地判平6.1.26)や不正行為を行ったとの誤った認識のもとに自宅待機命令、出勤停止処分から退職に追い込んだ事案(クレジット債権管理組合事件 福岡地判平3.2.13)では、それぞれ100万円の損害賠償を命じています。



弁護士 村野 譲二  
(むらの・じょうじ)

〈出身大学〉  
大阪大学法学部

〈経歴〉  
1979年4月  
最高裁判所司法研修所修了(31期)  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)

〈取扱業務〉  
労働法務、民事法務、会社法務、  
金融法務、民暴対策法務、  
家事相続法務、税務法務

# 債権者からみた民事再生法

長引く景気の低迷を受け、自力再建を断念して法的な手続による再建をはかる企業が増加しています。

中でも民事再生手続は、従前の和議に比べ申立の要件が緩和されたこともあり、

再建型倒産手続の重要な位置をしめるに至っています。

今回は、民事再生手続がとられた場合の債権者からみた留意点につき、述べてみたいと思います。

## 1 再生手続における債権者

再生手続における債権者には、次のような種類があります。

### (1) 再生債権者

再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権、再生手続開始後の利息請求権や再生手続参加の費用の請求権など(民事再生法84条)を有する債権者。

### (2) 別除権者

再生債務者の財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者(53条)。

### (3) 共益債権者

再生債務者の再生手続開始後の業務、生活並びに財産の管理、処分に関する費用、再生手続開始申立後手続開始前に、裁判所の許可、又は監督員の承認を得て行った資金の借入、原材料の購入等に要する費用などに関する債権を有する者(119条、120条)。

### (4) 一般優先債権者

租税公課及び労働債権など先取特権の存する債権を有する者。

### (5) 開始後債権者

再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権で、共益債権、一般優先債権、再生債権にあたらない債権を有する者(123条)。

## 2 実務上の留意点

各債権者からみて、留意すべき実務上の主な点は、次のような点です。

### (1) 再生債権者として

①再生手続開始決定後は、再生債権による強制執行等の申立はできず(39条1項)、再生債権に関する訴訟も中断します(40条1項)。したがって、取引先が再生手続の申立を行っ

た場合、強制執行や仮差押の申立は、それにかかる費用や開始決定に至る可能性などを考慮すべきです。

②再生債権は再生手続によらなければ弁済を受けることができません。例外として、中小企業債権の弁済制度(85条1項)及び少額債権の弁済制度(85条5項)があります。

③保証人に対する権利には何らの影響も及ぼしません(177条2項)。

④開始決定を知らず、債権届出をしない場合、ア 再生債務者が知っていて、認否表に記載しないときは、計画認可の結果、計画による一般的権利変更条項により権利変更を受けますが、弁済は計画による弁済後となり、また、強制執行力はありません(181条、180条)。

イ また、再生債務者も知らず、債権者が届出を行わなければ計画認可の結果、免責され、失権します(178条)。

したがって、債権届出期間内に必ず届出を行ってください(94条)。(なお、債権届出期間を徒過した場合でも、届出の追完ができる場合として法95条)。

⑤届出債権につき、異議があった場合は、債権調査期間の末日から1ヵ月以内に査定の上申立をしなければなりません(105条2項)。

⑥相殺は、債権届出期間満了前に相殺適状になっている必要があります(92条1項)。従って、将来に期限が来る自動債権は、期限の利益を喪失させておく必要があります(再生手続の申立を期限の利益喪失事由と予め定めておくことも留意すべきです)。

また、相殺の意思表示も届出期間満了前に行う必要があります(92条1項)。

### (2) 別除権者として

①別除権者は再生手続によらずに別除権を

行使できます。再生債権者としての留意点は別除権者としても同様です。なお、会社更生法と同様、開始前の原因に基づいて開始決定後になされた登記・登録は無効であり、登記・登録を留保したままの担保権者は別除権者として再生債務者に対抗できません(45条)。

②別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分(不足額)については再生債権者としてその権利を行使できます(88条)。しかし、不足額の額が確定しないと弁済計画上の弁済を受けられない(182条)ので、注意が必要です。そこで、的確な担保評価額を把握しておき、確実に担保権実行により確保できる部分を見込んだ上、場合によっては、別除権額(根抵当権の極度額等)を再生債務者との合意により減縮して再生債権としての弁済を受ける方がよいかどうかの判断をする必要があります。

③中止命令により競売手続などの手続が中止されることがあります。また、別除権の目的物が再生債務者の事業の継続に不可欠であるときは、再生債務者は裁判所の許可を得て担保権の目的物の価額を裁判所に納付して、その目的物上の担保権を消滅させることができます(148条1項)。そのため、再生債務者から担保権消滅の上申がなされた場合には、当該物件が事業の継続に不可欠であるか、また申し出のあった価額が適正かを吟味する必要があります。

### (3) 共益債権者として

共益債権は再生手続によらずに随時弁済されます(121条1項)。また、再生債務者が開始決定前に資金の借入れ、原材料の購入その他事業の継続に書くことのできない行為をした

場合、それによって生じる相手方の請求権を共益債権化する途が開かれましたので(但し、裁判所の許可又はそれに代わる監督委員の承認が必要、120条)、特に再生手続申立後で、開始決定前に取引をした場合などは、当該債権について再生債務者側でどのような処理を予定しているのか、確認しておく必要があります。

(4) 一般優先債権者は、再生手続によらず随時弁済されます(122条2項)。

(5) 開始後債権者は、債権を届け出る必要はありませんが、再生計画による弁済期間満了後でないと弁済を受けることができません。また、その間の強制執行等も禁止されています(123条2項、3項)ので、時効に注意する必要があります。

### 3 一般的な留意事項

(1) 裁判所に提出される文書や、裁判所の作成する文書は原則として閲覧・謄写が可能となるので(17条)、できる限り情報を収集する必要があります。

(2) 再生計画認可後、再生債務者が計画を履行しないときは、未履行債権の10分の1以上

の計画取消申立により、計画取消の可能性があります(189条1項、3項)。再生計画の履行確保のための手段として検討の余地はあると思われま

### 4 まとめ

以上より、取引先が民事再生手続を申請し、手続の開始決定がなされた場合には、債権届出を行うなど、諸手続を遅滞なくおこなうことはもとより、相殺や異議に対する時間的制限に注意し、裁判所に提出された文書の閲覧・謄写制度を利用してできる限り情報を収集する必要があります。その上で、債権者集会における賛否を決める必要があります。また、再生債務者側に不当な行為がうかがわれた場合は、裁判所や監督委員に上申書等で指摘し、調査を促すことも必要でしょう。



弁護士 中務 正裕  
(なかつかさ・まさひろ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1994年4月  
最高裁判所司法研修所修了(46期)  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)  
1997年4月  
中務正裕法律事務所開設  
1999年4月  
中央総合法律事務所復帰

〈取扱業務〉  
金融法務、商事法務、会社法務、  
倒産法務、民事法務、  
民暴対策法務、家事相続法務





## 破産手続における動産売買の先取特権行使の問題点

弁護士 鈴木 秋夫

### 質問

動産売買契約に基づいて商品(動産)を売り渡しましたが、引き渡した後に、買主が破産宣告を受けました。この場合、売買代金債権の回収を図る手段として動産売買先取特権を行使することが考えられますが、どのような実務上の問題点がありますか。

### 回答

(1) 動産の売主は、動産売買の先取特権という法定担保権を有しています(民法311条6号)。よって、破産手続において、別除権者として扱われ、破産手続によらず通常の実行方法によって権利行使することができます(破産法92条)。

(2) 売り渡した動産が破産財団に残っている場合には、動産売買の先取特権に基づいて動産競売の申立を行い、売却代金から債権の回収を図ることが考えられます。

動産競売は、民事執行法上、債権者が執行官に対し、当該動産を提出したとき、又は動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出したときに限り、動産競売が開始されることになります。

しかし、引き渡した動産の占有は破産管財人にあるため、債権者が執行官に対して動産を提出するのは困難であります。また、破産管財人が差押えを承諾することを証する文書を提出することは期待できません。

そのため、法律構成として、動産売買先取特権に基づいて、破産管財人に対して目的物の引渡請求権を行使することが考えられますが、かかる請求権は認められないと考えるのが一般的です。また、動産売買の先取特権に基づいて、破産管財人に対して差押承諾請求権を行使できるのかについては、高等裁判所においても見解が分かれています。

(3) 買主が破産宣告を受ける前に、売り渡した動産を第三者に転売していた場合には、転売代金債権に対する物上代位権を行使して債権の回収を図ることが考えられます。

破産宣告後に初めて転売代金債権を差

し押さえた売主が、破産手続において別除権者として転売代金債権上に先取特権を行使することが認められています(最高裁判決昭和59年2月2日)ので、売主は、転売代金が買主(転売者)ないし破産管財人に支払われる前に、転売代金債権を差し押さえることによって優先的に売買代金債権の回収を図ることができます。

もっとも、①債権者(売主)と債務者(買主)との間における特定の動産の売買の事実を証明する必要があり、それを証する文書を提出する必要があります。また、この物上代位権が発生するには、②その目的動産が債務者から更に第三債務者(転買人)に譲渡された事実が必要であります。①特定の動産の売買の事実については、買主の押印のある売買契約書や売買基本契約書及びそれに基づく個別の注文書などであり、②その動産の第三債務者への譲渡の事実については、売買契約書、納品伝票、納品書などが考えられます。従って、これらの書類が不備のために、①買主への売買の事実及び②第三債務者への転売の事実が証明できないときには申立が却下されることになります。

また、動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使で実務上最も問題になるのが、債権者(売主)が債務者(買主)に売却した動産と同一のものが第三債務者に譲渡されていることの証明です。例えば、その動産に固有の製造番号等が刻印されているなどの場合には特定は容易ですが、同種のもの的大量生産されている場合などには、債権者と債務者との間で売買された動産と同一の動産が債務者から第三債務者に譲渡されたことを証明しなければならない関係で、この証明

が非常に困難となり、同種のもので譲渡されたことは証明できても、それが、債権者と債務者との間で売買された申立書記載のものと同じであることが証明できず、結局この同一性の証明が不十分であるとして申立が却下されるものが後を絶たないのが現状です。

そこで、買主の破産宣告後、上記の証拠書類を整えるまでの間に、転売代金債権を仮差押したり、転売代金債権について債権取立・譲渡・その他一切の処分を禁止する仮処分したりすることも考えられますが、下級審はこれらの手段を否定する方向にあります。

(4) 以上のとおり、動産の売主は法律上先取特権という担保権を有しておりますが、実務上、その行使方法(動産競売及び転売代金債権差押)には問題点も多く、あまり使い勝手の良い手段とは言えないのが実情です。



弁護士 鈴木 秋夫  
(すずき・あきお)

(出身大学)  
東京大学法学部

(経歴)  
2000年10月  
最高裁判所司法研修所修了(53期)  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)

(取扱業務)  
民事法務、商事法務、会社法務、  
家事相続法務

## 1 PL法

PL法（製造物責任法）は平成6年7月1日制定され、翌年7月1日に施行されました。

まず、PL法につき簡単にその内容を説明いたします。

PL法の特徴を一言で表すと、「過失責任から欠陥責任へ」とされています。

つまり、従来、製造物による損害については、被害者より民法上の不法行為責任（709条）に基づき賠償請求がなされていました。これによると、

①製造者の過失、②製品の欠陥、③損害との因果関係の全てにつき被害者側に立証責任があり、現実には専門性等からその立証は困難でした。実態的には製造業者と消費者との関係は、製造業者が製造した物を消費者が購入するという

一方的な関係が固定されています。また、製造業者は自己が製造する物を販売することで利益を得ているわけですから、利益を生み出す物を製造した製造業者はその物から生じる危険につ

いても責任を負うべきであるという価値観（危険責任・報償責任）を優先させるべきであるとの考え方が強くなってきました。そこで、消費者の立証責任を軽減させる趣旨でPL法が制定されたのです。これにより、概括的にいえば、消費者は、①物の「欠陥」及び②損害との因果関係の2点を立証すれば足りることになったのです。

①製造者の過失、②製品の欠陥、③損害との因果関係の全てにつき被害者側に立証責任があり、現実には専門性等からその立証は困難でした。実態的には製造業者と消費者との関係は、製造業者が製造した物を消費者が購入するという

一方的な関係が固定されています。また、製造業者は自己が製造する物を販売することで利益を得ているわけですから、利益を生み出す物を製造した製造業者はその物から生じる危険につ

いても責任を負うべきであるという価値観（危険責任・報償責任）を優先させるべきであるとの考え方が強くなってきました。そこで、消費者の立証責任を軽減させる趣旨でPL法が制定されたのです。これにより、概括的にいえば、消費者は、①物の「欠陥」及び②損害との因果関係の2点を立証すれば足りることになったのです。

## 2 PL法責任の成立要件

PL法責任の成立の主な要件は以下のとおりです。

### (1) 製造物

### (2) 欠陥

製造物が通常有すべき安全性を欠くことを意味します。「欠陥」については以下のとおり3分類に分けるのが一般です。

#### ①製造上の欠陥

設計仕様どおりに製造されなかったこと。

#### ②設計上の欠陥

設計段階で安全性を欠いていたこと。

#### ③指示警告上の欠陥

有用性ないし効用との関係で危険性を除去し得ない場合、その危険性につき適正な情報を与えなかったこと。

「欠陥」の存否の判断は、製造物の引渡時が基準に、当該製造物の特性（表示等はこれに含まれます）、通常使用される形態などを考慮してなされることになります。

### (3) 欠陥と損害との間の因果関係

#### (4) 損害賠償の範囲

相当因果関係の範囲内です。この点は民法と同じです。外国法のように懲罰的賠償はありません。

#### (5) 免責事由

製造業者側の主張立証責任のある免責事由として①開発危険の抗弁、②部品・原材料製造業者の抗弁が法定されています。

## 3 施行後の現状

### (1) 製造業者側の対応

製造業者側の動きとして、まず、PL法責任の発生を予防する対策が講じられています。具体的には製造物の警告表示の見直しや、後述するようにPL法責任が企業間で問われる場面も増えておりますので、企業間取引の契約書の見直しをすることでPL法責任の発生を予防しております。

また、PL法責任が発生した場合に、製造業者の負担を軽減させるように製造業者がPL法責任を対象とした損害保険に加入するなどの対応も講じております。

したがって、実際のPL法責任を追及する場面では、交通事故の場合と同様、損害保険会社交渉の窓口になることも多くなっております。

### (2) 紛争処理の実態

現実にPL法責任が問題とされる事案が発

生した場合、調停、訴訟等の裁判手続を利用して解決することは少なくなっております。当事者は裁判外の紛争処理機関（PLセンター）を利用することが多いようです。これは、消費者としても製造者に懲罰的賠償を請求できないなど費用対効果からして裁判手続の利用に消極的な評価をしているためと考えられます。

したがって、白黒をつけるという解決ではなく和解による解決の案件が多くなっております。

### (3) 企業間でのPL

例えば、ある会社が製造した機械を取引先に納入したところ、その機械の故障が原因で取引先の工場の製造ラインがストップし損害が発生したという事案のように、企業対消費者という構図とは異なる事案でPL法責任が問題となるケースも増えております。確かに企業対消費者という構図には該当しませんが、PL法の適用範囲外ではありません。そこで、上述したとおり企業間取引においてPL法責任を念頭に置いた契約を締結するといった予防策が重要になるケースもあります。



弁護士 村上 創  
(むらかみ・はじめ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈経歴〉  
1998年4月  
最高裁判所司法研修所修了（50期）  
大阪弁護士会登録  
（中央総合法律事務所入所）

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、会社法務  
家事相続法務



**中央総合法律事務所**

〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル11階（受付5階）

TEL. 06-6365-8111（代表）  
FAX. 06-6365-8289

<http://www.clo.gr.jp>

